

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十条の三の三

福島復興再生特別措置法第二十七条の規定により同条に規定する避難解除区域等（以下この項において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示が解除された日から同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第二十七条に規定する避難指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、第十条の二から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3 第十条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法

第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の三の二

福島復興再生特別措置法第十九条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第十九条に規定する指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、前三条又は租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法

第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とす

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十条の四 第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の二の三第三項及び第四項並びに前三条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の三第一項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）」を」と、「の額として」とあるのは「の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として」と、同条第

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十条の四 第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項並びに前二条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）」と、「同条第二項中「又は第十条の三第四項」とあるのは「若しくは第十条の三第四項又は震災特例法第十条の二第四項若しくは第十条の二の二第四項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「又は第十条の二第四項各号」とあるのは「若しくは第十条の二第四項各号」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用しならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り」とする。

二項中「又は第十条の五の三第四項」とあるのは「若しくは第十条の五の三第四項又は震災特例法第十条の二第四項、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「又は第十条第八項第五号」とあるのは「若しくは第十条第八項第五号」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り」とする。

2 省略

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第十条の五 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体(同法第四条第一項に規定する復興推進計画(以下この項において「復興推進計画」という。)につき同条第九項(福島復興再生特別措置法第六十四条又は第六十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認定(東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。)を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。)の指定を受けた個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下この項において「復興産業集積区域」という。)内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「開発研究」という。)の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(以下この条において「開発研究用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該個人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費の額(以下この項において「普通償却額」という。)と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額(次項に

2 同上

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第十条の五 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体(同法第四条第一項に規定する復興推進計画(以下この項において「復興推進計画」という。)につき同条第九項(福島復興再生特別措置法第五十一条又は第五十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認定(東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。)を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。)の指定を受けた個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下この項において「復興産業集積区域」という。)内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「開発研究」という。)の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(以下この条において「開発研究用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該個人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費の額(以下この項において「普通償却額」という。)と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額(次項に

において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

255 省略

6 第一項に規定する個人の租税特別措置法第十条第三項若しくは第五項(これら)の規定を同法第十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする年分又はその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同法第十条第一項に規定する試験研究費の額のうち開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合における同条第三項又は第五項の規定の適用については、同条第三項及び第五項中「試験研究費の額が」とあるのは、「試験研究費の額(当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項の開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)が」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十一条の三 第十条の二から第十条の二の三まで又は第十条の五から前条までの規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二から第十条の二の三まで若しくは第十条の五から第十二条の二までの規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

(被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例)

第十一条の四 省略

255 省略

6 第一項の規定の適用を受けた個人が換地処分により取得した代替住宅等につきその取得した日以後譲渡(所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次項、第十二条の六及び第十二条において同じ。)、相続(限定承認に係るものに限る。同条第七項において同じ

において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

255 同上

6 第一項に規定する個人の租税特別措置法第十条第三項若しくは第五項(これら)の規定を同法第十条の二第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする年分又はその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同法第十条第一項に規定する試験研究費の額のうち開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合における同条第三項又は第五項の規定の適用については、同条第三項及び第五項中「試験研究費の額が」とあるのは、「試験研究費の額(当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項の開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)が」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十一条の三 第十条の二、第十条の二の二又は第十条の五から前条までの規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二、第十条の二の二若しくは第十条の五から第十二条の二までの規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

(被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例)

第十一条の四 同上

255 同上

6 第一項の規定の適用を受けた個人が換地処分により取得した代替住宅等につきその取得した日以後譲渡(所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次項、第十二条の六及び第十二条において同じ。)、相続(限定承認に係るものに限る。同条第六項において同じ

。）、遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。同項において同じ。）又は贈与（法人に対するものに限る。同項において同じ。）があつた場合において、当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算するときは、当該換地処分により譲渡した土地等（以下この項において「譲渡土地等」という。）の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得に要した金額（以下この条及び第十二条において「取得価額」という。）とする。

一五三 省略

7・8 省略

（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十一條の六 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利（次項において「土地等」という。）の譲渡をした場合には、租税特別措置法第三十一条の三第二項第四号、第三十五条第一項、第三十六条の二第一項第四号、第四十一条の五第七項第一号ニ及び第四十一条の五の二第七項第一号ニ中「滅失」とあるのは「滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）」を」と、「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、その居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋（以下この項において「旧家屋」という。）に居住していた者に限る。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちに当該直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人が

。）、遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。同項において同じ。）又は贈与（法人に対するものに限る。同項において同じ。）があつた場合において、当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算するときは、当該換地処分により譲渡した土地等（以下この項において「譲渡土地等」という。）の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得に要した金額（以下この条及び第十二条において「取得価額」という。）とする。

一五三 同上

7・8 同上

（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第十一條の六 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をした場合には、租税特別措置法第三十一条の三第二項第四号、第三十五条第一項、第三十六条の二第一項第四号、第四十一条の五第七項第一号ニ及び第四十一条の五の二第七項第一号ニ中「滅失」とあるのは「滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）」を」と、「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

その取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものと

それぞれみなして、前項の規定により読み替えた租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四

十一条の五の二の規定を適用することができる。

3| 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定に該当する旨

当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4| 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をし

た書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項及び第二項の規定を適用することができる。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十二条 個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供しているものの譲渡（租税特別措置法第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他の政令で定められたものを除く。以下第五項までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含み、贈与又は交換によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他の政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該各号の下欄に掲げる資産（以下第八項までにおいて「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その個人の事業の用。以下この条において同じ。）に供したとき（当該期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、あるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるとき

2| 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3| 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十二条 個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、その有する資産（棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供しているものの譲渡（租税特別措置法第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他の政令で定められたものを除く。以下第四項までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含み、贈与又は交換によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他の政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該各号の下欄に規定する地域内における当該個人の事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その個人の事業の用。以下この条において同じ。）に供したとき（当該期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、あるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、

は当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用する。

譲渡資産	買換資産
一一省略	省略

2 省略

3 前二項の規定は、対象期間内に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内）に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供しなくなつた場合を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、対象期間内に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内）に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価

譲渡資産	買換資産
一一同上	同上

3 同上

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内）に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内）に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価

額の見積額」と読み替えるものとする。

において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5 第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産のうち事業の用に供しているもの（以下この項において「相続事業用資産」という。）を有していた個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、平成二十三年三月十一日の直前において、当該事業に従事していた者又は当該被相続人と生計を一にしていた者に限る。以下この項において同じ。）が、対象期間内に当該相続事業用資産の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該相続事業用資産を当該相続人の事業の用に供していない場合に限る。）における当該相続事業用資産の譲渡については、当該相続人が当該譲渡の時において当該相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、前各項の規定を適用することができる。

6 租税特別措置法第三十七条第六項から第八項まで及び第三十七条の二の規定は、第一項（第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。次項及び第八項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

租税特別措置法第三十 七条第七項	省 略	租税特別措置法第三十 七条第六項	第一項の規定は、同項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、同法第十二条第一項
---------------------	-----	---------------------	------------	---

同 上	同 上	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項において同じ。）の規定は、同法第十二条第一項
同 上	同 上	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項において同じ。）の規定は、同法第十二条第一項
同 上	同 上	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項において同じ。）の規定は、同法第十二条第一項

租税特別措置法第三十 七条第八項	、第六項	、東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する 法律第十二条第六項に おいて準用する第三十 七条第六項	省略	
租税特別措置法第三十 七条の二第一項	前条第一項	東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法 律第十二条第一項(同) 第五項の規定により 適用する場合を含む。	省略	同上

租税特別措置法第三十 七条の二第四項	同上	同上	同上	同上
租税特別措置法第三十 七条の二第一項又 は第二項に	同上	東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法 律第十二条第四項(同) 第五項の規定により 適用する場合を含む。	東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法 律第十二条第一項	東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法 律第十二条第五項に おいて準用する第三十 七条第六項

第三十三条の五第一項
とあるのは「

租税特別措置法第三十
三条の五第一項」とあ
るは「東日本大震災
の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に
関する法律第十二条第
六項において準用する
租税特別措置法

9| 8| 7| 省略

個人が、対象期間内に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるも
ののうち事業の用に供しているもの（以下この項において「交換譲渡資産」とい
う。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この項において「交換取得資産」と
いう。）との交換（租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換
その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該
交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資產
の価額との差額を補うための金錢をいう。以下この項において同じ。）を取得し
、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との
交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交
換の場合」という。）における第一項及び第二項（これらの規定を第三項及び第
四項において準用する場合並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場
合を含む。）並びに前二項の規定並びに第六項において準用する同法第三十七条
第六項から第八項まで及び第三十七条の二の規定の適用については、次に定める
ところによる。

一・二 省略

10| 第二項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項（第三項及び第四
項において準用する場合並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合
を含む。以下この項において同じ。）の譲渡をした資産が第一項の表又は租税特
別措置法第三十七条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。
以下この項において同じ。）の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する
場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部

8| 7| 6| 同上

個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に、
その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供して
いるもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に
掲げる資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（租税特
別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を
除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換
により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うため
の金錢をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む
。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金
を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）にお
ける第一項及び第二項（これらの規定を第三項及び第四項において準用する場合
を含む。）並びに前二項の規定並びに第五項において準用する租税特別措置法第
三十七条第六項から第八項まで及び第三十七条の二の規定の適用については、次
に定めるところによる。

一・二 同上

9| 第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項（第三項及び第四
項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の譲渡をした資産
が第一項の表又は租税特別措置法第三十七条第一項（同条第三項及び第四項にお
いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表の二以上の号の上欄
に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡が
なかつたものとされる部分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規

分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例)

第十三条 従前家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等（以下この条及び次条において「住宅の新築取得等」という。）をしてこれらの規定の定めるところにより居住者のその居住の用に供していた家屋をいう。以下この条において同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年（当該従前家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年の翌年以後九年間（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同法第四十一条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定の適用を受ける場合には、十四年間）の各年に限る。）においてその者が当該住宅の新築取得等に係る対象住宅借入金等（同条第一項に規定する住宅借入金等、同条第六項に規定する特例住宅借入金等又は同条第十項に規定する認定住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者」とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。次項、第六項、第十項及び次条第一項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第二項中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。第六項、第十項及び次条第一項において同じ。）と、同条第六項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、「各年（当該居住日」とあるのは「各年」と、「十五年間の各年（同日）」とあるのは「十五年間の各年」と、同条第十項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十八項及び第二十一項中「同日以後そ

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例)
第十三条 従前家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等）

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例)
第十三条 従前家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第五項に規定する認定住宅の新築等（以下この条及び次条において「住宅の新築取得等」という。）をしてこれらの規定の定めるところにより居住者のその居住の用に供していた家屋をいう。以下この条において同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年（当該従前家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年の翌年以後九年間（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同法第四十一条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定の適用を受ける場合には、十四年間）の各年に限る。）においてその者が当該住宅の新築取得等に係る対象住宅借入金等（同条第二項に規定する住宅借入金等、同条第三項に規定する特例住宅借入金等又は同条第五項に規定する認定住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者」とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供する」とができるなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第二項第一号ハ中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、次項、第五項及び次条において同じ。）」とあるのは「十五年間の各年」と、同条第五項中「同日以後その年の二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、「各年（当該居住日」とあるのは「各年」と、「十五年間の各年（同日死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十一項及び第十四項中「同日以後

年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年につては、これら（の日）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」として、同条並びに同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定を適用する。

2 従前増改築等家屋（租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等（以下この条及び次条第五項において「特定増改築等」という。）をしてこれらの規定の定めるところにより同法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する居住者のその居住の用に供していた家屋をいう。以下この条において同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年（当該従前増改築等家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後四年間の各年に限る。）においてその者が当該特定増改築等に係る同法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等（以下この条及び次条第五項において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同法第四十一条の三の二第一項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この条及び第五項及び第十項から第十二項までにおいて同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、「その年十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日までの各年」と、同条第十七項中「各年（当該居住日）とあるのは「各年（の日）において同じ。）」と、同条第五項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者）と、「各年（同日）とあるのは「各年（その者）と、「同条第十五項」とあるのは「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。次項、第六項、第十項及び次条第一項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第十五項」と、

その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年につては、これら（の日）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」として、同条並びに同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定を適用する。

2 従前増改築等家屋（租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等（以下この条及び次条第五項において「特定増改築等」という。）をしてこれらの規定の定めるところにより同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する居住者のその居住の用に供していた家屋をいう。以下この条において同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年（当該従前増改築等家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後四年間の各年に限る。）においてその者が当該特定増改築等に係る同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等（以下この条及び次条第五項において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同法第四十一条の三の二第一項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは「その者」と、「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同項第一号中「十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日までの各年」と、同項第一号中「十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日までの各年」と、同条第十一項中「各年（当該居住日）とあるのは「各年（の日）において同じ。）」と、同条第四項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十一項中「各年（当該居住日）とあるのは「各年（当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者）と、「各年（同日）とあるのは「各年（その者）と、「同条第八項」とあるのは「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第八項」と、「第四十一条の二の二第一項」とあるのは

「第四十一条の二の二第一項」とあるのは、「各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは、「各年（その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは、「までの各年」と、第四十一条の二の二第一項」として、同条の規定を適用する。

3・4 省略

5 「」の条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 新規住宅借入金等 その者が住宅の新築取得等をした租税特別措置法第四十条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等（同条第十三項に規定する増改築等をいう。次条において同じ。）をした家屋又は認定住宅（同法第四十一条第十項に規定する認定住宅をいう。次条において同じ。）で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた日から平成二十九年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの（当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。）に係る対象住宅借入金等をいう。

二 新規増改築等借入金等 その者が特定増改築等をした租税特別措置法第四十条の三の二第一項に規定する居住用の家屋で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた日から平成二十九年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの（当該特定増改築等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。）に係る増改築等住宅借入金等をいう。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除額に係る特例）

第十三条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの（以下この項において「従前住宅」という。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた居住者が、住宅の新築取得等をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）若しくは既存住宅（同項に規定する既存住宅をいう。以下この条において同じ。）若しくは増改築等

「各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者）とあるのは、「各年（その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年については、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは、「までの各年」と、第四十一条の二の二第一項」として、同条の規定を適用する。

5 3・4 同上

一 新規住宅借入金等 その者が住宅の新築取得等をした租税特別措置法第四十条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等（同条第六項に規定する増改築等をいう。次条において同じ。）をした家屋又は認定住宅（同法第四十一条第五項に規定する認定住宅をいう。次条において同じ。）で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの（当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。）に係る対象住宅借入金等をいう。

二 新規増改築等借入金等 その者が特定増改築等をした租税特別措置法第四十条の三の二第一項に規定する居住用の家屋で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの（当該特定増改築等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。）に係る増改築等住宅借入金等をいう。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除額に係る特例）

第十三条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの（以下この項において「従前住宅」という。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた居住者が、住宅の新築取得等をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）若しくは既存住宅（同項に規定する既存住宅をいう。以下この条において同じ。）若しくは増改築等

をした家屋（当該増改築等をした家屋が従前住宅である場合には通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたことにより当該居住の用に供することができなくなったものに限るものとし、当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は認定住宅を当該居住の用に供することができなくなった日から平成二十九年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又は認定住宅の新築若しくは取得をしたこれらの家屋（以下この項において「再建住宅」という。）にあっては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供した場合に限る。）において、当該居住の用に供した日の属する年（次項において「居住年」という。）以後十年間の各年（同日（次項において「居住日」という。）以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年においては、これらの日。以下この項、第三項及び第五項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この条において「再建特例適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅においては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該再建特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第十項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額（当該合入金等の金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額の一・二パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

2 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年である場合には、その居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項において「平成二十六年後期」という。）内の日

をした家屋（当該増改築等をした家屋が従前住宅である場合には通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたことにより当該居住の用に供することができなくなったものに限るものとし、当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は認定住宅を当該居住の用に供することができなくなった日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又は認定住宅の新築若しくは取得をしたこれらの家屋（以下この項において「再建住宅」という。）にあっては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供した場合に限る。）において、当該居住の用に供した日の属する年（次項から第四項までにおいて「居住年」という。）以後十年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年においては、これらの日。以下この項及び第三項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この条において「再建特例適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅においては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該再建特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第五項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額の一・二パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

2 同上

である場合に限る。) 五千万円

二 省 略

三 居住年が平成二十五年又は平成二十六年である場合（居住年が平成二十六年である場合には、その居住日が平成二十六年一月一日から同年三月三十日までの期間（次項において「平成二十六年前期」という。）内の日である場合に限る。） 三千万円

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、二以上の居住年（同項に規定する居住年をいい、当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額（第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項の規定にかかるらず、当該再建特例適用年の十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項の規定に準じて計算した金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

4 省 略

5 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額（同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該再建住宅借入金等に係る住宅の再取得等以外の住宅の新築取得等（以下この項において「再取得等以外の住宅取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（当該再取得等以外の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年若しくは同条第六項に規定する特例適用年又は当該再取得等以外の住宅取得等をした認定住宅に係る同条第十項に規定する認定住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。）の金額又は特定増改築等（以下この項において「他の増改築等」という。）に係る増改築等住宅借入金等（当該他の増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅

二 同 上
二 居住年が平成二十五年である場合 三千万円

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額（同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の住宅の新築取得等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年若しくは同条第三項に規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした認定住宅に係る同条第五項に規定する認定住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。）の金額又は特定増改築等に係る増改築等住宅借入金等（当該特定増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額（同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかるらず、当該再建特例適用年の十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項の規定に準じて計算した金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

等」という。)の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第三項並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに同法第四十一条の二第一項並びに第四十一条の三の二第一項、第五項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、当該再建特例適用年の十二月三十一日における当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき、再建住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額又は他の増改築等住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 当該再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ第一項の規定に準じて計算した金額の合計額

二 当該他の住宅借入金等の金額につき異なる再取得等以外の住宅取得等(当該異なる再取得等以外の住宅取得等のうちに租税特別措置法第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する再取得等以外の住宅取得等(以下この号において「同一年住宅取得等」という。)がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の再取得等以外の住宅取得等(同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の再取得等以外の住宅取得等)とする。)ごとに区分をし、当該区分をした再取得等以外の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 租税特別措置法第四十一条第六項に規定する認定住宅借入金等の金額(同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。) 当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

ロ 租税特別措置法第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額(同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。) 当該認定住宅借入金等の金額につき同法第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額

借入金等特別税額控除額は、同項及び第三項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額(当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。)又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

当該他の住宅借入金等の金額につき異なる他の増改築等（当該異なる他の増改築等のうちに租税特別措置法第四十一条の三の二第十四項に規定する居住日が同一の年に属する他の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の他の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等）とに区分为し、当該区分をした他の増改築等に係る他の増改築等住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該他の増改築等住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である他の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が同条第十一項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ 稟税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。） 当該増改築等住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

ロ 稟税特別措置法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。） 当該断熱改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

6 前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する再建特例適用年において有する租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一 再建住宅借入金等の金額 第四項に規定する控除限度額

二 認定住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額

三 前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第三号に定める金額

7| 省略

8| 7 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第二十四項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は

7| 6 同上
第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十七項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、

、政令で定める。

(被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)

第十七条 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つている次の各号に掲げる法人について再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合における法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中「政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債務免除等がある場合の評価損益等の特例」に規定する政令で定める事実」と、同法第五十九条第二項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権（震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた法人

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

2 前項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同法第五十七条、第五十八条及び第六十七条の規定の適用については、

同法第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第一項（同項第三号」とあるのは「第五十

政令で定める。

(被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例)

第十七条 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つている次の各号に規定する法人について当該各号に掲げる事実が生じた場合における法人税法第五十九条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債務免除等がある場合の評価損益等の特例」に規定する政令で定める事実」と、同法第五十九条第二項中「政令で定める事実又は震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権（震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する質取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

2 前項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同法第五十七条、第五十八条及び第六十七条の規定の適用については、同法第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第一項」とあるのは「第五十

法
人
期
間
区
域
事
業
資
產

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

3
省略

五十九条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第五十九条第二項第三号）と、同法第五十八条第三項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第一項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項（同項第三号）とあるのは「次条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含み、次条第二項第三号）と、同法第六十七条第三項第六号中「損金算入」）とあるのは「損金算入」（同条第一項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3
同上

九条第一項」と、「除く」とあるのは「除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」と、同法第五十八条规定中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項」と、「場合を除く」とあるのは「場合を除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」と、同法第六十七条规定中「損金算入」とあるのは「損金算入」（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十七条の二 同 上

(後興産業集団の会員等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

法
人
期
間
区
域
事
業
資
產

<p>一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定された地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第六十四条又は第六十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の</p>	<p>東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十八年三月三十日まで</p>	<p>当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画（以下この表において「認定に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）に規定する復興再生活動法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第六十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいふ。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第六十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この号において同じ。）</p>	<p>産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいふ。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第六十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいふ。）</p>

一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第五十二条又は第五十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の	同上	同上	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第五十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第五十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。）以下この号において同じ。
---	----	----	--